

事件番号 平成17年(ワ)第141号  
事件名 損害賠償等請求控訴事件  
原告 水野 雅信 外2名  
被告 日本たばこ産業株式会社 外3名

準 備 書 面 6  
(被告会社の違法性について)

2006年6月21日

横浜地方裁判所第5民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 片 山 律  
弁護士 伊 佐 山 芳 郎  
弁護士 山 口 紀 洋  
弁護士 三 枝 基 行  
弁護士 吉 岡 睦 子  
弁護士 浅 野 晋  
弁護士 谷 直 樹  
弁護士 飯 田 正 剛  
弁護士 木 本 三 郎

弁護士 薦 田 哲

弁護士 榊 原 富 士 子

弁護士 猿 谷 明

弁護士 田 中 清 治

弁護士 中 川 利 彦

弁護士 中 島 美 砂 子

弁護士 山 本 政 明

## 目次

第1	総論	5
1	合法的な商品であっても違法性を帯びる	5
2	たばこの場合	5
3	予見可能性	7
4	作為・不作為義務	9
5	たばこ産業の欺瞞的行為	9
6	まとめ	11
第2	たばこの性質論	11
第3	製造・販売業者としての基本的な注意義務	12
1	製造・販売業者としての一般的基本的責任	12
2	危険性の認識の転換	13
3	被告会社の認識・認識可能性	14
第4	被告会社の故意責任	16
1	たばこによる健康被害	16
2	概括的故意	16
3	被告会社の故意責任	16
4	現実に生じた被害についての責任	17
第5	被告会社の過失責任	17
1	はじめに	17
2	過失の規定因子	18
(1)	過失の規定因子	18
(2)	本件における過失の規定因子（いわゆるハンドの公式）	18
(3)	小括	18
3	予見可能性の対象	19
(1)	予見可能性の程度	19
(2)	予見可能性の考察	19
(3)	小括	19
4	たばこの有害性・依存性についてのたばこ産業の認識	20
(1)	たばこによる被害	20
(2)	英米のたばこ産業の認識からの推察	21
(3)	英米のたばこ産業の内部文書から分かること	21
(4)	英米のたばこ産業のニコチンコントロールについて	33

5	被告会社について	39
6	有害性、依存性あるたばこの製造・販売者として何をなすべきであったか	47
(1)	被告会社の責任	47
(2)	被告会社の違法性	47
(3)	被告会社が取るべき措置	48
(4)	発売中止	48
(5)	消費者の自由選択に委ねる措置	48
(6)	安全なたばこ	49
(7)	既に喫煙習慣を身につけた者に対する義務	49
(8)	喫煙習慣を身につけた者の自己選択に任せる場合	50
(9)	喫煙による疾病の予防	50
(10)	喫煙による健康被害の拡大防止	50
7	被告会社が取った行為	51
8	たばこのおかれている社会的立場	51
9	その後の回避義務	52
第6	原告らの被害との関係における被告会社の有責性	52

## 第1 総論

### 1 合法的な商品であっても違法性を帯びる

確かに、「たばこ（紙巻たばこ）」という商品は、日本専売公社法、たばこ事業法という法律によって製造・販売が認められた合法的な商品である。

しかし、ある商品がその製造・販売を法律上認められていたとしても、その商品の使用により特定の個人に何らかの法益侵害結果が生じた場合には、その製造・販売業者の行為が不法行為法上違法の評価を受けるかどうかは別個の問題である。

このことは、例えば、サリドマイド、キノホルム等の薬害事件を見れば明らかである。国の承認を得て合法的に製造・販売している医薬品に、後日強度の副作用があることが発見された場合に、当該承認が取り消しになるまでは薬事法上「合法」的医薬品であるから、その副作用によって人が死亡しても、「その医薬品の製造・販売が不法行為法上違法ではないから、製薬会社に対する損害賠償請求は理由がない。」という議論が成り立たないのと同じである。

或いは、四日市公害訴訟において、法で定める排出基準よりはるかに少ない亜硫酸ガスを排出していた三菱モンサント化成のような企業も、それによって特定個人に気管支ぜんそく等の健康被害を生じさせれば、仮に大気汚染防止法を遵守して操業していたとしても、そのことは違法性を阻却せず、被害者に対して賠償責任を負うことは当然のことである。

### 2 たばこの場合

では、たばこの場合はどうであろうか。

たばこという商品の性質については、原告ら準備書面5で詳述したとおりである。

ここで、重要なのは、たばこという商品がその本来的用法である喫煙（燃焼により煙を生じさせ、その煙を吸い込むこと）により、不可避免的に有害物質を多数含んだたばこ煙を吸入し、しかも、喫煙習慣を維持するために利用されたニコチンの依存性を主な原因として（準備書面5で詳述したように、たばこという商品の依存性は更に社会的文化的要因によっても強化されている。）、将来にわたる長期間の継続的使用（喫煙習慣）が当然に予定されており、結果、長期間にわたって、相当量の有害物質を吸入することが避けられないという点である。

この点、被告会社は、ニコチンの依存性とたばこのその他の有害物質の

問題とをあえて別個の問題として扱うべきと主張するようである。

しかし、問題は、ニコチン単体でも、タール単体（あるいはそこに含まれる多数の有害物質単体）でもない。タールその他の有害物質だけでなく、ニコチンをも含み、よって一旦喫煙習慣を身につけた場合にはその後の長期間の喫煙が当然に予定されているという性質を「たばこ」という商品が持っているという点なのである。このような性質を有することで、たばこ1本に含まれる有害物質の量が仮に微量であっても（実際は有害性に閾値がないのであるが）、その後の長期間の継続的使用により、大量の有害物質に暴露されるという、定性的にも、定量的にも、人体に危険な性質を持つ商品となるのである。

しかも、喫煙の健康影響については、1950年代以降、主に欧米を中心に多数の信用できる調査研究により、特に肺がんを中心として各たばこ関連病と喫煙との因果関係が明らかにされていき、その後もこれを肯定するデータが多数集積され、1962年ロンドン王立医師会の「喫煙と健康」報告書、1964年の米国公衆衛生総監報告書「喫煙と健康」により、決定的に結論付けられている。

この点、被告会社は、たばこ以外の合法的な嗜好品と呼ばれる商品（アルコールを含む酒やカフェインを含むコーヒーなど）との同質性を殊更強調するようだが、いわゆる嗜好品と呼ばれる合法的商品のうち、喫煙ほど肺がんその他の死の危険を伴う健康障害との因果関係が客観的データにより結論付けられているものはない。

また、被告会社は、たばこ以外にも、日常生活の中にも多数の発がん物質に曝露されている等の主張もするようである。しかし、それらはいずれも微量であり、たばこのように長期間継続的に曝露されるものではないし、相対危険度、原因確率（曝露郡寄与危険度割合）等の数値がたばこほどずば抜けた大きさを示すものはないのである。

そして、たばこという商品は、その他の嗜好品と呼ばれる合法的商品や依存を引き起す薬品等と異なり、食品としての規制も医薬品としての規制も免れており、しかも、多くの国で多額の税収をもたらすことなどから、その製造・販売業者が強大な経済力、政治力を有しているという特徴を有している。

だからこそ、今日、たばこ規制枠組条約という形で、わざわざ、たばこの規制を世界規模で行なおうとしているのである。

本件では、このような危険性を有する商品の製造・販売、広告宣伝、販

売促進等の結果、ある特定の人物にその危険が顕在化した場合の責任の所在が問題となっているのである。

### 3 予見可能性

では、「たばこ」という商品が、準備書面5で詳述したような上記性質を持つことが判明した場合、その製造・販売業者にはどのような作為・不作為義務が課せられるのであろうか。

まず、そもそも、仮に「たばこ」という商品が、食品衛生法、薬事法等の規制を受けないとしても、その本来的用法が喫煙というたばこを700度程度で燃焼させた上で発生する煙を吸引するという方法を予定している以上、その発生する煙が顧客に与える健康影響については、十分な調査をあらかじめした上で安全を確認しておくのは製造・販売者の最も基本的な当然の義務である。

被告会社（専売公社）も、このような義務を尽くしているはずであるが、もし、このような調査義務を怠っていたのであれば、それだけで違法の評価は免れない。

もっとも、肺がんや肺気腫などは、喫煙の流行によって大量に発生してきた疾患であり、しかもたばこ煙への曝露とたばこ関連病の発症との間には時間的隔たりがあることが確認されているのであって、製造・販売当初に肺がん、肺気腫等の流行を予想することまで被告会社に要求することは酷かもしれない。

しかし、喫煙のもたらす健康影響については、被告会社がいう古くから知られるような漠然とした「喫煙は健康を損なうおそれがある」といった程度の危険性にとどまらず、1950年代からは、主に英米を中心として、肺がん、肺気腫といった具体的な疾患につき相当の蓋然性をもった形で明らかにされてきたのであって、この頃からは、その危険性の性質が劇的に変化したといつてよい。

そして、製造・販売業者としては、現在、製造・販売している商品の安全性については常に情報を収集し、あるいは調査研究することにより、その安全性を確認すべき義務があるのは当然である。

この点、被告会社の前身である日本専売公社も当然、喫煙の人体への有害性、発がん性及び習慣性・依存性については早くから関心を持っており、1962年のロンドン王立医師会報告書「喫煙と健康」、1964年の米国公衆衛生総監報告書「喫煙と健康」の公刊以前でも、1955年

(昭和30)前後(同じ頃、英米のたばこ産業が喫煙と肺がんの因果関係等の研究助成を開始している。)から中央研究所において調査研究を行っており、1957年(昭和32)8月には、同所に喫煙科学研究室を設置し、癌研究会癌研究所への委託研究(肺癌研究会が中心)を開始しており、内外の喫煙に関する医学的情報を収集・分析していた(「たばこ専売誌6巻下」(甲17) p1147、1159等)。

従って、この頃には、喫煙のもたらす健康影響、ニコチンによる習慣性については、当然明確な認識を持っていたはずであるし、少なくとも、持つべきであった。

仮に、この頃までに、後述する作為・不作為義務を基礎付けるだけの認識までは持ち得なかった、あるいは持ち得なくても仕方が無かったといえたとしても、少なくとも、1962年のロンドン王立医師会報告書、これに続く1964年の米国公衆衛生総監報告書の発表時には、たばこの製造・販売業者として、その商品が顧客にもたらす将来の健康影響につき、肺がんその他のがん、肺気腫を含む呼吸器疾患等具体的な疾病に相当程度の蓋然性をもって罹患するであろうことを予見することができる程度の認識を持った、あるいは持つべきであったということが出来る。

実際に、被告会社(専売公社)は、上記2つの報告書を詳細に検討しているし、10日間で翻訳し、印刷期間も含めて僅か5週間で全訳を完成し、1964年3月3日にはこれを刊行しているのである(甲18)。

なお、この報告書では、紙巻たばこ喫煙と男性の肺がんには因果的(あるいは原因的)に関係があることを認め、肺気腫についても「その関係が因果的なものであるかどうかは、いままでのところ、確証されていない」ものの「非喫煙者の間ではこの病気による死亡が少ないことが研究によって示されている」し、慢性肺疾患の原因としての相対的重要性は大気汚染や職業汚染よりもはるかに大きいとされている。また、たばこの習慣性にも言及し、ニコチンの薬理学的作用によって強められ、永続されるとされている(甲18 p23~24)。

従って、どんなに遅くとも、1964年の時点では、被告会社は、従前どおりの方法(たばこの設計及び広告宣伝等の販売促進活動も含む)でたばこの製造・販売を継続すれば、現在の多数の顧客(既に喫煙習慣を身につけている者)及び将来の顧客(今後喫煙習慣を身につけていく者)が肺がん、肺気腫等のいわゆるたばこ関連病に相当の蓋然性を持って罹患し、いずれは死亡することを当然に予期すべき義務が生じたといえる。

#### 4 作為・不作為義務

では、上記のような自らの調査研究、あるいは上記各報告書の入手及びその調査研究によって、上記のような予見義務を持った被告会社は、結果回避のために、どのような作為・不作為義務を負うべきであろうか。

まず一番確実に結果を回避できる方法は、製造・販売の停止であり、そのもたらす結果が生命にかかわる健康障害であり、その発症の蓋然性も近い将来ではないにしても相当の蓋然性をもって予想される以上、たとえ経済的損失が大きかろうと、かかる義務を課せられるべきである。

仮に、完全な製造・販売の停止が出来ないのであれば、少なくとも、当該商品の使用がもたらす結果について十分に開示した上での自己責任による選択に委ねる方法、つまり、警告表示（少なくとも当該時点における危険性を全て開示する必要がある。死亡を含めた健康障害をもたらす危険性がある以上、医薬品の説明書のようなもの程度は当然必要と思われる）及びニコチンレス（完全なニコチンレスでなくとも、少なくともニコチンの依存性による習慣性を排除できる程度の閾値以下のニコチン量に減らした）たばこの製造・販売へ切り替える義務が課せられるべきである。

あるいは、その経営上ニコチンレスたばこへの切り替えが出来ないのであれば、ニコチンビジネスはそのままに、最低でも、安全なたばこ（発がん物質等を含まないたばこ）への製造・販売への切り替えを行なうべき義務が課せられるべきである。

更に、既に喫煙習慣を身につけた者との関係では、今後も、ニコチンの依存性を除去せずに、有害な商品を販売するのであれば、十分な情報開示の上で、禁煙を選択した者に対しては、禁煙を援助する措置を講ずる（ニコチンの依存性による自己決定への影響を除去するに足りる援助及び意思決定後の禁煙援助）といった作為・不作為義務が発生するというべきである。

#### 5 たばこ産業の欺瞞的行為

しかし、被告会社を含め、たばこ産業が上記のような義務を果たさなければかりか、むしろ、内部では上記各報告書よりも詳細な情報、研究結果を得ながらも、外部に対しては、「科学的に証明されていない」などと積極的に情報を操作かく乱させ、問題の解決を先延ばしにし、更には、顧客らの健康問題への関心を逆手にとって、フィルター付きたばこや低タール・低

ニコチンのいわゆる「ライトたばこ」の商品化によって、巨利を貪ってきたことが明らかになっている。

この点、多くの内部文書が公開されている英米のたばこ産業については、たばこ産業が表向きに主張していた事実と内部で把握していた事実がいかにも異なっていたかが赤裸々にされている。

被告会社の場合、欧米のたばこ産業のように内部文書が公開されていないため、1950年代以降の被告会社の内部研究等について知ることは困難だが、1960年代にはすでに世界第3位の売り上げを誇っていた被告会社が欧米のたばこ産業と比べてその調査能力、広告宣伝能力等がそれほど劣っているとは考えられず、また、欧米の各たばこ産業がほぼ同様の調査研究、広告宣伝活動をしてきている事実からしても、被告会社の行為も推して測るべしというべきである。

少なくとも、上記のとおり、1964年度米国公衆衛生総監報告書については、わずか5週間で翻訳公刊までしている上、すぐさま大蔵省にも送付している事実が認められる。上記報告書の公刊を受けて、喫煙と肺がん等の関係がマスコミ等で取り上げられた結果、たばこの安全性への懸念が高まったために対策を講ずる必要が生じたことを被告会社自ら編纂した「たばこ専売誌」でも認めている。

しかし、この頃の被告会社が実際にとった対応は、欧米のたばこ産業のそれとほぼ同様である。

むしろ、被告会社は、この消費者（あるいは将来の消費者）の健康への懸念を利用する形で、フィルター付きたばこの売り上げを大幅に伸ばしている。

しかし、実際には、準備書面5で詳述したとおり、フィルター付きたばこであろうとたばこの有害性には閾値がない以上、安全ということはないのであり、この事実は、当然被告会社も十分認識していたことは明らかである。

しかも、「たばこ専売誌6巻上」((甲16) p538以下、なお同巻下(甲17) p2012以下の各経営計画もご参照)でも認めるように、原料加工処理技術の向上やシートたばこへの切り替えにより、ニコチン量の操作をより容易にし、全ての商品のニコチン量が最低限の強化閾値を保てるようにしていくのである。

その後も喫煙の有害性についての研究報告結果が蓄積されていくにつれて、世間の関心も高まっていったが、低タール・低ニコチンを謳ういわゆ





















































































